

令和2年度 第23回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年2月26日(木) 午後3時から4時5分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 足立 陽子
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(組織改正関係(警察))
議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(勤務時間関係)
議案第3号 人事委員会定めの一部改正について(手当押印省略関係)
報告第1号 任期付職員制度の運用について(委員長通知)に基づく情報提供について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第3号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正(組織改正関係(警察))について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)

(2) 定め

管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について(平成19年3月30日付第200600204250号鳥取県人事委員会委員長通知)

2 改正の概要

警察本部の組織改正により、令和3年3月29日から刑事部捜査第二課に管理官(重要知能犯罪対策担当)の職が新設されるが、当該職は管理職手当の支給対象としない(時間外勤務手

当を支給する) こととするため、管理職手当の支給対象職員から除外する規定を設ける。

(1) 管理官(重要知能犯罪対策担当)(新設)を設置する理由

全国的に後を絶たない政治・行政をめぐる不正犯罪に対する取締りを強化するため、捜査第二課に重要知能犯罪を所掌する既存の特別捜査係(第一係・第二係)を統括する管理官(重要知能犯罪対策担当)ポストを新設し、さらには大規模警察署の知能犯係を増強し、重要知能犯罪対策部門の体制を強化するもの。

*管理官:公安職給料表7級(警察本部の課長の職務)

(2) 管理職手当ではなく時間外勤務手当を支給する理由

ア 基準

次の状況を総合的に判断することとしている。

管理職手当を支給	時間外勤務手当を支給
・決定権を有し、自ら判断し進んで行う業務が主である。	・所属内に上司にあたる者がおり、指示に基づいて行う勤務も一定程度存在する。
・方針の決定、部下への指示など、「管理」、「監督」がもつぱらの業務であり、庁舎外で活動することは少ない。	・事件現場の捜索、関係者からの情報収集、事情聴取、検視・見分等直接の業務活動の比重が高い。
・正規の勤務時間以外の勤務は一定の範囲に収まっており、給与上の措置として適当である。	・週休日及び夜間における事件事故の対応等、日常的に正規の勤務時間以外の勤務があり、管理職手当では給与上の措置として充分ではない。

上記判断基準に照らして、現在、以下の職を管理職手当の支給対象としていない(平成26年度～)。

ア 上席検視官	(警察本部捜査第一課)	欠員	} 7人
イ 組織犯罪特別捜査隊長	(警察本部組織犯罪対策課)	1人	
ウ 刑事官	(警察署)	3人	
エ 管理官(地域・交通担当)	(警察署)	3人	

※令和2年4月1日時点 公安職給料表7級適用職員 68人

(平成25年度の整理)

- ・上席検視官等の職は、それまでの捜査経験や実績を踏まえ、警視の階級にある職員の中から適任者をその職に当てている。
- ・従来、地方警察官(県職員である警察官)の最上位階級である警視を上席検視官等の職に当てることから、管理又は監督の地位にある職員として整理してきたものであるが、突然発生する事件や事故への緊急・不断の対応を求められる上席検視官等の勤務の実態は、単に捜査指揮だけにとどまるものではなく、自ら事件事故の現場へ臨場して事案の処理に当たる等、その職務内容と勤務実態は非管理職員である強行担当課長補佐、警察署刑事課長及び交通課長等と大差のないものであり、管理又は監督の職責を超えた過重な時間外勤務を行っている。
- ・上席検視官等の職務内容と勤務実態に着目した場合、警視の階級にあるすべての職員を一律に管理職手当等の支給対象とするのではなく、勤務の実態に基づく判断を行うことが適当である。
- ・警視の階級にある職員のうち、突発事案への緊急・不断の対応を求められる上席検視官等に限り非管理職ポストへとその位置づけを切り替えるものである。

イ 検討結果

現在、捜査第二課に置かれている管理官(兼次席)は、警察本部庁舎に勤務し、課全体の

業務管理、刑事部内の運営調整、警察署への業務指導、全国警察との協力調整等の業務を担っており、捜査指揮も行うものの、その比重は低く、事件現場での活動機会は少ないため管理職手当を支給している。

新設する管理官は、事件捜査に特化した特別捜査第一・第二係を担当する。

分室（特別捜査第二係）は現在、配置されている最上位の職が課長補佐（警部）であるが、警視の管理官を配置することにより、捜査手続、意思決定の迅速化、捜査指揮力の強化を図ろうとするものである。また、分室が遠隔地に所在する（米子署内）都合上、指揮だけではなく、非管理職員である課長補佐が行っている分室が取り扱う事件に関し現場での捜査活動にも従事させ、その比重は高いものである。

このため、時間外勤務手当を支給しようとするものである。

3 施行日

令和3年3月29日（警察組織改正日）

【質疑等】

委員：捜査二課に現在おられる管理官兼次席と新設される管理官の序列はどちらが上になるのか。

事務局：管理官兼次席の方が上になる。

委員：同じ管理官であるのに、なぜこのようなわかりにくいことをしなければならないのか。

事務局：人事委員会は管理官を置くかどうかについての判断を求められているものではなく、それは警察の組織を決めるところがやっている。人事委員会が求められているのは、新しくできる管理官に対して管理職手当を支給するのか、あるいは時間外勤務手当を支給するほうにするのかということについてであって、その際に、管理職手当が出ないほうにしてほしいと依頼されていることになる。重要知能犯罪対策担当の管理官を配置するということについてはすでに決まっているということになる。

委員：2つ同じ役職をつくっていて、わかりにくい話だとは思う。

委員：新旧の組織図を見ると、新しい管理官が上であるように見える。

事務局：次席というのは、だいたい課長の次ということになる。

委員：次席というところに重きが置かれているということなのだろう。

委員：「兼」があって管理官と次席を兼ねているところが違うところ。

委員：組織図の線を見ると、管理官兼次席の上のところから新しい管理官へ線が分かれているので新しい管理官が指揮できるかのように見える。

事務局：管理官兼次席の下には入らないという意味で、図の線が引いてあるということだと思う。

委員：そうすると、所属内の上司に当たる者というのは、管理官兼次席と課長ということになるのか。

事務局：そうなる。ただ実際に次席がどこまで言えるかという部分は分からない。

委員：少なくとも課長が管理されている。

事務局：そのとおり。

◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正（勤務時間関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正する。

1 改正する規則等の名称

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

- (3) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- (4) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

2 概要

特別休暇（子の看護休暇）の見直し

「子」の定義

- ・県規則では「子」は③を含むと規定。（勤務時間規則第1条の8第2項第1号、県費負担教職員勤務時間規則第1条の8第2項第1号）
- ・子の看護休暇については、④を含むと規定。
 - ①実子
 - ②養子
 - ③職員が養子縁組を結ぶ準備段階にあり、子に準ずるといえるような関係にある者
 - ・職員が民法の規定による特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う者
 - ・児童福祉法の規定により養子縁組里親である職員に委託されている児童及びこれに準ずる者（実親の同意が得られないため、養子縁組里親ではなく養育里親である職員に委託されている児童）
 - ④配偶者の子 ※育児休業は対象外。「子の看護休暇」は対象であることを規則の該当条文中で明記

(1) 改正理由

- ・「子の看護休暇」について、障がいがある子の療育を行う職員が活用しやすくすることで、職員の子育て支援を推進する。

(2) 改正内容

- ・「子の看護休暇」の休暇の対象に、その子に児童発達支援センターや医療型児童発達支援センター等で発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合を加える【規則】。
- ・「勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、児童発達支援センター等への付添い、送迎等（放課後等デイサービスのための付添い、送迎等を除く。）をするために勤務しない場合をいうものである【通知】。

【参考】県内の施設（障害福祉課資料より作成（令和2年7月1日時点））

- ・児童発達支援センター
 - 東部 鳥取市立若草学園、中部 倉吉東こどもの発達ダイサービスセンター
 - 西部 米子市立あかしや、NPO法人陽なた
- ・児童発達支援
 - 東部 19事業所、中部5事業所、西部31事業所
- ・医療型児童発達支援センター
 - 東部 鳥取療育園、中部 中部療育園、西部 総合療育センター

※年齢要件（15歳まで）及び取得日数については現行どおり 年5日（子が2人以上の場合10日）

≪職員の休暇制度の考え方≫

- ・職員の休暇等については、地方公務員法第24条第4項により、国及び他の地方公共団体の職員との権衡が求められている。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～3 略

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように適当な考慮が払われなければならない。

5 略

《国、他の都道府県の状況》

○国 …… 看護に限定

○都道府県

対象を看護に限定せず、学級閉鎖の場合、入学式、卒業式、授業参観、引き渡し訓練などの学校行事等への参加、PTA活動なども幅広く対象とした子育て支援の特別休暇を導入している都道府県 …… 15 団体

3 施行日

令和3年4月1日

【質疑等】

委員：子の看護休暇に関して、一步踏み入れて見直しがなされるということは、いい方向に進んでいると思った。必要なことだと思う。

委員：他県の看護に限定していないところと比較すると、任命権者との折衷案というか、必要なところだけピックアップしたということになるのか。

事務局：特別休暇ということなので、対象を絞り込むべきだろうということ。他県ではPTA活動も対象にされたりしているところもあるが、現時点ではそこまで拡大するという考えはなく、支援センターへの相談の場合に限定するというので、組合側もその点については了解されて、今回改正依頼があったもの。

委員：組合も異議はないということでしょうか。

事務局：この内容で労使合意されていると伺っている。

◇議案第3号

人事委員会定めの一部改正（手当押印省略関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正する。

1 改正する定め の名称

- (1) 職員等の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針（昭和30年発人委第51号）
- (2) 住居手当の運用について（昭和49年発鳥人委第162号）
- (3) 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針（昭和44年発鳥人委第10号）
- (4) 単身赴任手当の運用について（平成2年発鳥人委第149号）

2 概要

職員の届出の手續等を簡素化するため、各手当の届出に係る様式の押印欄を削除するとともに、職員がより理解しやすい表記に改める。

3 施行日

議決日

【質疑等】

委員：電子化したときに、手書きでしていた文化を思い切って見直したが、直しきれなかったところが残っていてかえって煩瑣になっているところがあって、今回はそれに対する見直しの第一歩だと思うので。こうした視点でいろいろなことを思い切って変えていくと、電子化の意味がより際立って効率化につながるのかなと思う。そうすると、電子化ではなくて手書きでなければならないものは何だろうという本質的なことが、この作業の後に出てくるのではないかと思う。

事務局：今の見直しの方針でも、印鑑又は署名の照合を必要とする場合のみ押印又は署名を要すること

とするとされていて、限定されている。職員の手当の申請に関しては、既に電子化に移行していて、本人が申請するということが担保されていて、なりすましなどはできないようになっている。

委員：県庁の事務が電子化になれば膨大な書類がなくなる。資料がすべてパソコンでの処理になれば事務のスピードが速くなって、住民が県庁にいったときに受けるサービスの時間がすごく短くなると思う。

◇報告第1号

任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和3年3月18日（木）午前9時40分から開催することとした。